陳　情　文　書　表

（令和８年12月１日）

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第276号（８．11．24） 神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないことを求める陳情
陳情の要旨	１．神戸市は、神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないこと。 ２．神戸空港を民間空港として維持し、平和と国際交流、地域経済の発展に寄与する空港としての役割を堅持すること。 ３．「特定利用空港」指定に関する国と神戸市との協議内容及び関係資料を公開し、市民への説明会を開催すること。 ４．周辺住民、空港関係事業者、労働組合、医療・教育機関等から意見を聴取し、市民の安全及び空港労働者の安全衛生・労働条件を守る立場から、十分な協議を行うこと。 ５．神戸市会は、平和都市宣言及び非核平和都市に関する決議の精神に基づき、神戸空港の「特定利用空港」指定について十分な審議を行うこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市中央区 私たちの個人情報をわたさない　神戸市民の会 事務局長　岡﨑　史典
送付委員会	経済港湾委員会

2026年11月24日

神戸市会議長　よこはた 和幸 様

陳情者：私たちの個人情報をわたさない　神戸市民の会
事務局長：岡﨑 史

所在地：神戸市中央区

連絡先：

神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないことを求める陳情書

【陳情趣旨】

日頃より、神戸市民の暮らしと安全、福祉の向上にご尽力いただいていることに敬意を表します。

国は、神戸市が管理する神戸空港を「特定利用空港」の候補とし、神戸市に対して説明を行い、本年中に受け入れについて回答するよう、神戸市に求めています。

2022年12月に閣議決定された安保三文書の一つである「国家安全保障戦略」では、自衛隊・海上保安庁による平素の訓練や有事の際の展開等を目的としたインフラ整備を進めるとともに、有事の際の対応を見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくりが位置づけられています。

神戸空港の「特定利用空港」指定は、こうした国の安全保障政策の一環として進められているものです。

私たちは、以下の理由から、神戸市が「特定利用空港」の指定に同意することのないよう求めます。

1．市民の生命と安全を守ること

神戸空港が平素から自衛隊の訓練や部隊・装備品の輸送などに利用されることになれば、武力紛争時に軍事目標とみなされる危険性が高まることが懸念されます。

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第52条では、民用物への攻撃を禁止する一方、軍事行動に効果的に寄与し、その破壊等が明確な軍事的利益をもたらすものについては、軍事目標となり得ると定めています。

「特定利用空港」に指定されることにより、平素から訓練が行われ、実際の軍事利用の態様によっては、民間空港としての安全性が損なわれる危険があります。

神戸空港は市街地に近接し、周辺には住宅、医療機関、教育機関、企業などが集積しています。市民の生命と安全を守ることを最優先とした判断が求められます。

2．神戸市の非核・平和行政を堅持すること

神戸市は、1962年3月23日に「平和都市宣言」を採択し、世界の恒久平和の実現をめざす立場を明らかにしてきました。また、1975年3月18日には、神戸市会が「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択し、非核神戸方式として、核兵器廃絶と平和の実現に向けた重要な役割を果たしてきました。さらに、1983年10月5日には「非核平和都市に関する決議」を採択し、非核三原則の完全実施と、世界のすべての核兵器の廃絶を強く求めています。こうした歴史は、神戸市民と神戸市会、神戸市行政が築き上げてきた貴重な財産です。

神戸空港についても、平和と国際交流の玄関口としての役割を発展させるべきであり、有事を想定した軍事利用を進めることは、これまでの非核・平和行政の理念に逆行するものと考えます。

3．民間空港としての機能と地域経済を守ること

神戸空港は、市民の交通手段としてだけでなく、観光、物流、産業振興、国際交流など、神戸経済を支える重要な社会基盤だと、神戸市は市民に説明してきました。自衛隊の訓練や日米共同統合演習等に利用されることになれば、民間航空機の運航や空港施設の利用に影響を及ぼすことが懸念されます。また、民間航空の安定的な運航を確保し、地域経済の発展に寄与するという神戸空港本来の役割とは相いれない運用となります。

4．地方自治と神戸市の自主的な管理権限を守ること

神戸空港は神戸市が管理する空港であり、その管理・運営にあたっては、市民の利益を最優先とすることが求められます。国は、「特定利用空港」に指定された場合も、自治体による整備・運営を制限するものではないと説明しています。しかし、国との確認事項に基づき、自衛隊・海上保安庁による施設の円滑な利用への対応が求められることになれば、緊急性などを理由として、国の意向が事実上優先されることも懸念されます。

地方自治の本旨に基づき、神戸市の自主的な判断と管理権限を堅持することが必要です。

5．周辺住民の生活環境と医療・教育環境を守ること

「特定利用空港」における自衛隊機の離着陸や訓練は、周辺地域に新たな騒音問題を生じさせる可能性があります。すでに、南紀白浜空港では、自衛隊機の訓練に伴う騒音が問題となり、和歌山県が自衛隊等に対して住民の安全・安心の確保を求める事態となっています。

神戸空港周辺には、ポートアイランドの住宅地をはじめ、病院、大学、研究施設などが集積しています。航空機騒音や事故の危険性など、市民の生活環境、療養環境及び教育環境への影響を軽視することはできません。

6．空港労働者の安全と労働条件を守ること

神戸空港では、航空会社、運航管理、地上支援、保安検査、旅客サービス、貨物輸送、施設管理など、多くの労働者が働いています。「特定利用空港」に指定され、自衛隊等による訓練や施設利用が行われることになれば、業務の複雑化、労働負担の増加、勤務シフトの変更、騒音へのばく露など、労働環境に影響を及ぼす可能性があります。また、武器・弾薬等の輸送が行われる場合には、空港利用者だけでなく、空港で働く労働者の安全確保が重大な課題となります。空港労働者の安全衛生や労働条件に関わる問題について、関係事業者及び労働組合との十分な協議を欠いたまま、指定に関する判断を行うべきではありません。

7．市民への情報公開と民主的な議論を保障すること

神戸空港の「特定利用空港」指定は、市民生活や神戸市の将来に関わる重大な問題です。

国と神戸市との協議内容、想定される利用形態、安全対策、民間航空への影響、周辺住民及び空港労働者への影響などについて、十分な情報公開が必要です。市民への説明会を開催するとともに、周辺住民、空港関係事業者、労働組合、医療・教育機関など、幅広い関係者の意見を聴取し、神戸市会においても十分な審議が行われるべきです。市民への十分な説明と民主的な議論を欠いたまま、国の要請に応じることは認められません。

私たちは、神戸市がこれまで築き上げてきた非核・平和都市としての歴史を継承し、市民の生命と暮らし、地域経済、そして働く人々の安全を守る立場から、以下の事項を陳情します。

【陳情事項】

1．神戸市は、神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないこと。

2．神戸空港を民間空港として維持し、平和と国際交流、地域経済の発展に寄与する空港としての役割を堅持すること。

3．「特定利用空港」指定に関する国と神戸市との協議内容及び関係資料を公開し、市民への説明会を開催すること。

4．周辺住民、空港関係事業者、労働組合、医療・教育機関等から意見を聴取し、市民の安全及び空港労働者の安全衛生・労働条件を守る立場から、十分な協議を行うこと。

5．神戸市会は、平和都市宣言及び非核平和都市に関する決議の精神に基づき、神戸空港の「特定利用空港」指定について十分な審議を行うこと。

以上